

## 研究データポリシー

制定 令和2年3月26日

改正 令和3年10月13日

国立研究開発法人

産業技術総合研究所

### 1. 目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として設立された独立行政法人である。

研究所が上記目的を遂行するために実施した研究及び開発等の業務の過程又は結果において得られた研究データは、研究所や我が国のみならず世界にとって重要な知的資産である。

このポリシーは、研究所が、研究データの積極的な公開を通じて、科学技術の発展及びイノベーションの創出はもとより、産業及び文化の振興並びに地球規模の人類の課題及び社会的課題の解決に寄与すること、並びに、研究所および研究データの作成者が広く社会に認知され、評価される手段を与えることを目的とする。

### 2. 研究データとは

#### 2.1. 研究データの範囲

本ポリシーでは、研究によって又は研究を行う過程で得られたデータ（研究所以外の機関（以下「他機関」という。）から提供を受けたデータを含む。）のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られるデータであって、情報システムによる情報処理の用に供されるものを対象とする。

#### 2.2. 研究データの区分

##### (1) 公開データ

研究データのうち、インターネット上で広く無償で公開し、及びアクセス可能とす

る研究データをいう。

## (2) 限定公開データ

研究データのうち、次のいずれかに該当し、研究所と利用者との個別の契約や約款等により提供方法や取扱いを定め、利用者を限定して公開する研究データ、または研究所の戦略上、利用者を限定して公開することが望ましい研究データをいう。

- ① 職務発明取扱規程<sup>1</sup>第2条第6項に規定する知的財産権を研究所が保有し、無償で公開を行わない研究データ
- ② 契約等により利用方法や利用範囲等が限定されている研究データ
- ③ 個人情報保護等法律の観点から取扱いに配慮が必要な研究データ

## (3) 非公開データ

公開データ及び限定公開データ以外の研究データをいう。例として、研究所の戦略上、非公開とすることが望ましい研究データ、または公開することが不適當である、次に該当する研究データその他これらに類する研究データをいう。

- ① 秘匿を条件に取得したデータ
- ② 法人や個人の権利利益を害するおそれがあるデータ
- ③ 国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるデータ
- ④ 個人情報保護等法律の観点から公開することが不適當であると判断するデータ

## 2.3. 研究データの帰属

他機関との契約で個別に定められている場合を除き、研究データは研究所に帰属し、研究所はその利用権限<sup>2</sup>又は著作権を有する。

## 3. 研究データの公開

### 3.1. 公開データサーバの整備

研究所は、公開データ及び限定公開データ（以下「公開データ等」という。）を保存し、インターネット上で公開し及びアクセス可能とするための環境（以下「公開データサーバ」という。）を整備する。

---

<sup>1</sup> 国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程([https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource\\_images/aist\\_j/outline/comp-legal/pdf/syokuhatsu.pdf](https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/syokuhatsu.pdf))

<sup>2</sup> 特段の定めがないときは、データを利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）及び処分することの他、データに関わる一切の権限を含むものとする。

### 3.2. 研究データマネジメントプランの作成

研究所は、研究データの公開を予定するときは、データの名称、データの分類その他必要な事項を定めた研究データマネジメントプランを作成する。

### 3.3. 研究データの分類

研究所は、研究データマネジメントプランに基づき、研究データを利用区分に応じて公開データ、限定公開データ又は非公開データのいずれかに分類した上で、公開データに分類する研究データをインターネット上で広く無償で公開し、限定公開に分類する研究データをアクセス権に制限を設けて限定的に公開する。

### 3.4. 研究データの形式および付帯情報

研究データは、汎用性があり長期間にわたり可読性が期待され、かつ機械的に処理及び再利用が可能である形式で作成する。特に公開データ等は可能な限り FAIR<sup>3</sup>原則に則って公開する。このため、データが一意で永続的な DOI<sup>4</sup>等の識別子及びデータを検索するための付帯情報（メタデータ等）を研究分野の特性に応じて付与する。メタデータは研究分野ごとのコミュニティの標準を満たす国際的な形式に従うことが望ましい。

### 3.5. 研究データの利用規約

公開を行う研究データの利用規約は、別途条件を定めた場合を除き、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY（国際 4.0 表示）<sup>5</sup>や政府標準利用規約<sup>6</sup>等への準拠を原則とし、研究データ毎に定める。二次利用を制限する合理的な理由がある場合は、それを明示すると共に、継承 SA、改変禁止 ND、非営利 NC、等の条件を付加することができる。

研究所は、研究データの公開を行うときは、第三者が論文等で当該研究データを利用する際のデータ引用元の表示など必要な条件を示し、当該研究データの利用者に対してこれらを順守するよう求める。

---

<sup>3</sup> Findable, Accessible, Interoperable, Reusable

<sup>4</sup> Data Object Identifier

<sup>5</sup> クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは(<https://creativecommons.jp/licenses/>)

<sup>6</sup> 内閣官房 IT 総合戦略室「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」別添 1 「政府標準利用規約(第 2.0 版)」([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2\\_betten\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1.pdf)), 2.0 版より CC BY4.0 に準拠

### 3.6. 研究データの公開準備期間

研究所は、研究データを公開データ等に分類したときに、可能な限り速やかに公開することに努める。ただし、合理的な範囲において公開までの準備期間又は猶予期間を設定することがある。

### 3.7. 研究データの公開期間

公開データ等の公開期間は、特に定めがない場合、可能な限り永続的なものとする。ただし、研究所が、公開データ等の公開を維持することができないやむを得ない事由があると判断した場合は、公開データ等を修正し、又は公開を終了することがある。

### 3.8. 公開データ等の維持

研究所は、研究データマネジメントプランに基づく公開データ等の公開データサーバにおける保存状態を把握し、保存された公開データ等の公開を維持する。

### 3.9. 研究データの公開命令

研究所は、他機関との契約等により研究データの公開、又は供用を義務づけられた場合、データ作成者に対し遅滞なく履行することを命令できる。

## 4. 研究データの情報セキュリティ

研究所は、研究データの取扱いについて、知的財産、営業秘密、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する法令、及び研究所の情報セキュリティ規程<sup>7</sup>等の関係規程を遵守し、細心の情報セキュリティ対策を講じる。

## 5. 研究データの管理

研究所は、研究データ取扱い一般に関して管理負担、利活用の便宜、研究分野の特性や創出の経緯を考慮し、研究成果物等取扱規程<sup>8</sup>に準じて研究データの適切な管理に務める。

---

<sup>7</sup> 国立研究開発法人産業技術総合研究所情報セキュリティ規程([https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource\\_images/aist\\_j/outline/comp-legal/pdf/securitykitei.pdf](https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/securitykitei.pdf))を参照

<sup>8</sup> 国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程([https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource\\_images/aist\\_j/outline/comp-legal/pdf/kenkyuseikabutsu.pdf](https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/kenkyuseikabutsu.pdf))

## 6. 免責

研究所は、利用者が研究データを用いて行う行為（研究データを編集又は加工等した情報を利用することを含むが、これに限られない。）に伴って生じる一切の不利益等に対して、いかなる責任も負わないものとする。